

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年厚生労働省告示第196号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に改める。

第4条第1号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 指定相当訪問型サービス（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。以下同じ。）

第4条第1号アに次のように加える。

(イ) 高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）

第4条第1号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 指定相当通所型サービス（指定相当訪問型サービス等基準第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。以下同じ。）

第4条第1号エを次のように改める。

エ 介護予防ケアマネジメント（省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）が行う法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(ア) ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のケアマネジメントをいう。）

(イ) ケアマネジメントB（サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメントをいう。）

(ウ) ケアマネジメントC（基本的にサービスの利用の開始時のみ行うケアマネジメントをいう。）

第5条第2号中「省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」を「介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

第7条第1項中「第1号介護予防支援事業」を「介護予防ケアマネジメント」に、「、「事業対象者等」」を「「事業対象者等」」に改め、同条第2項中「第1号介

護予防支援事業」を「介護予防ケアマネジメント」に改める。

第10条第1号中「法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）」を「指定事業者」に改め、同条第2号中「法第115条の47第4項」を「法第115条の47第5項」に改める。

第11条第1号中「国の基準による訪問型サービス」を「指定相当訪問型サービス」に、「介護予防訪問介護」を「訪問介護」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2号中「国の基準による通所型サービス」を「指定相当通所型サービス」に、「介護予防通所介護」を「通所介護」に、「別表」を「別表第2」に改め、同条第3号中「ケアマネジメントA」を「介護予防ケアマネジメント」に、「1月当たり438単位」を「別表第3に定める第1号事業費の単位数」に改め、同条第4号から第7号までを削る。

第16条第1項中「鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定申請書（別記第1号様式）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）の別紙様式第三号（四）」に改める。

第17条中「別記第2号様式」を「別記様式」に改める。

第20条中「鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定更新申請書（別記第3号様式）」を「厚生労働大臣が定める様式の別紙様式第三号（五）」に改める。

第21条第1項中「、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事項」を「及び第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号までに掲げる事項（市長が届出を要しないと認める事項を除く。）」に、「変更届出書（別記第4号様式）」を「厚生労働大臣が定める様式の別紙様式第三号（一）」に改め、同条第2項中「廃止、休止又は再開しようとするときは、廃止・休止・再開届出書（別記第5号様式）」を「廃止し、又は休止しようとするときは厚生労働大臣が定める様式の別紙様式第三号（三）により、再開しようとするときは厚生労働大臣が定める様式の別紙様式第三号（二）」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第11条関係）

サービス区分	単位数	算定要件
--------	-----	------

1	訪問型独自サービス11	1,176単位	介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）において1週当たり1回程度の指定相当訪問型サービス（以下この表において「サービス」という。）の利用回数が位置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）がサービスを行った場合の1月当たりの所定単位数
2	訪問型独自サービス12	2,349単位	介護予防サービス計画において1週当たり2回程度のサービスの利用回数が位置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合の1月当たりの所定単位数
3	訪問型独自サービス13	3,727単位	介護予防サービス計画において1週当たり2回を超えるサービスの利用回数が位置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合の1月当たりの所定単位数
4	訪問型独自サービス21	287単位	介護予防サービス計画において、1月当たりのサービスの利用回数が位

			置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が標準的な内容のサービスを行った場合の1回当たりの所定単位数
5	訪問型独自サービス22	179単位	介護予防サービス計画において、1月当たりのサービスの利用回数が置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が生活援助が中心であるサービス（所要時間20分以上45分未満）を行った場合の1回当たりの所定単位数
6	訪問型独自サービス23	220単位	介護予防サービス計画において、1月当たりのサービスの利用回数が置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が生活援助が中心であるサービス（所要時間45分以上）を行った場合の1回当たりの所定単位数
7	訪問型独自短時間サービス	163単位	介護予防サービス計画において、1月当たりのサービスの利用回数が置付けられた利用者に対し、指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が短時間の身体介護が中心であるサービス（所要時間20分未満）を行った場合の1回当たりの所定単位数

注1 4の項から7の項までに掲げるサービス区分は、1月につき、3の項に定める単位数の範囲で所定単位数を算定する。

- 2 4の項から7の項までに掲げるサービス区分は、1の項から3の項までに定める算定要件を満たす利用者は対象としない。
- 3 4の項に定める標準的な内容とは、20分以上の身体介護を伴うサービスをいう。
- 4 5の項及び6の項に掲げるサービス区分は、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの）が中心であるサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 5 7の項に掲げるサービス区分は、身体介護（利用者の身体に直接接觸して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であるサービスを行った場合に所定単位数を算定する。
- 6 1の項から4の項まで及び7の項に掲げるサービス区分は、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 7 この表に掲げるサービス区分のほか、サービスに要する費用の加算及び減算の額その他費用の算定に係る事項は、介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「費用算定基準」という。）で定める基準の例による。

別表第2（第11条関係）

サービス区分	単位数	算定要件
--------	-----	------

1	通所型独自サービス11	1,798単位	介護予防サービス計画において 1 週当たり 1 回程度の指定相当通所型サービス（以下この表において「サービス」という。）の利用回数が位置付けられた、事業対象者又は要支援 1 の利用者に対し、指定相当通所型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第48条第 1 項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、サービスを行った場合の 1 月当たりの所定単位数
2	通所型独自サービス12	3,621単位	介護予防サービス計画において 1 週当たり 2 回程度又は 2 回を超えるサービスの利用回数が位置付けられた、事業対象者又は要支援 2 の利用者に対し、指定相当通所型サービス事業所において、サービスを行った場合の 1 月当たりの所定単位数
3	通所型独自サービス21	436単位	介護予防サービス計画において 1 月当たりのサービスの利用回数が位置付けられた、事業対象者又は要支援 1 の利用者に対し、指定相当通所型サービス事業所において、サービスを行った場合の 1 回当たりの所定単位数
4	通所型独自サービス22	447単位	介護予防サービス計画において 1 月当たりのサービスの利用回数が位置付けられた、事業対象者又は要支援

		2の利用者に対し、指定相当通所型サービス事業所において、サービスを行った場合の1回当たりの所定単位数
--	--	--

- 注1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 3の項及び4の項に掲げるサービス区分は、1の項及び2の項に定める算定要件を満たす利用者は対象としない。
- 3 3の項に掲げるサービス区分は1月につき4回、4の項に掲げるサービス区分は1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。
- 4 この表に掲げるサービス区分のほか、サービスに要する費用の加算及び減算の額その他費用の算定に係る事項は、費用算定基準で定める基準の例による。

別表第3（第11条関係）

サービス区分		単位数	算定要件
1	ケアマネジメントA	442単位	利用者に対して、ケアマネジメントAを行った場合の1月当たりの所定単位数
2	ケアマネジメントB	442単位	利用者に対して、ケアマネジメントBを行った場合の1月当たりの所定単位数

3	ケアマネジメントC	442単位	利用者に対して、ケアマネジメントCを行った場合の1月当たりの所定単位数
---	-----------	-------	-------------------------------------

注 この表に掲げるサービス区分のほか、介護予防ケアマネジメントに要する費用の加算及び減算の額その他費用の算定に係る事項は、費用算定基準で定める基準の例による。

別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記様式とする。

別記第3号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第11条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後のサービス利用に係る第1号事業に要する費用について適用し、同日前のサービス利用に係る第1号事業に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。